

別表(第10条関係) 大阪市病児・病後児保育事業委託料及び利用料

① 委 託 料				
基 本 分	加 算 分			
	利 用 人 員 〔年間延べ利用人數により 区分される額を加算〕	世 帯 区 分 〔該当する世帯区分の年間 延べ利用人數により加算〕	時 間 延 長 〔延長時間を利用した年間 延べ利用人數により加算〕	当 日 キ ャンセル 対 応 〔利用当日のキャンセルに より職員に余剰が生じた場 合の年間延べキャンセル回 数に区分される額を加算〕
病児対応型(年額) 8,443,000円	50人以上100人未満 1,000,000円 100人以上150人未満 1,500,000円 150人以上200人未満 2,000,000円 200人 3,000,000円 201人以上1人につき 10,000円加算	生活保護世帯、市民税 非課税世帯 1人につき 5,000円 所得税非課税世帯かつ ひとり親世帯 1人につき 4,400円 所得税非課税世帯 1人につき 3,800円 所得税課税世帯かつ ひとり親世帯 1人につき 3,800円 所得税課税世帯 1人につき 2,500円	延長時間の利用 1人につき 30分まで毎につき500円 ただし、基本時間の 前後に延長時間を設 定した場合、前後の 時間それぞれにおい て算定する。(利用料 についても同じ。)	25回以上50回未満 247,900円 50回以上100回未満 502,500円 100回以上150回未満 670,000円 150回以上 1,005,000円
事業の実施期間が1年に 満たない場合は、次により 算出された額とする。 703,500円×実施月数				
病後児対応型(年額) 6,032,000円	50人以上100人未満 1,300,000円 100人以上150人未満 1,410,000円 150人以上200人未満 1,880,000円 200人 2,820,000円 201人以上1人につき 9,400円加算			
事業の実施期間が1年に 満たない場合は、次により 算出された額とする。 502,600円×実施月数				
② 利 用 料 (児童1人についての額)				
基本分の利用			延長時間の利用	
生活保護世帯、市民税非課税世帯	日額 0円		30分まで毎につき	200円
所得税非課税世帯かつひとり親世帯	日額 600円			
所得税非課税世帯	日額 1,200円			
所得税課税世帯かつひとり親世帯	日額 1,200円			
所得税課税世帯	日額 2,500円			

- 1 基本時間とは、午前8時から午後5時の9時間を原則として事業者が設定し、本市に届け出た時間をいう。
- 2 延長時間とは、基本時間を超えて児童を受け入れる時間として事業者が設定し、本市に届け出た時間をいう。
- 3 生活保護世帯とは、児童が生活保護法による保護を受けている世帯をいう。
- 4 市民税非課税世帯とは、児童の保護者のいずれもが、当該年度分(4月及び5月にあっては前年度分)の市町村民税を課されていない世帯をいう。
- 5 所得税非課税世帯とは、児童の保護者のいずれもが、前年分(1月から3月までの間にあっては前々年分。)の所得税を課されていない世帯をいう。
- 6 ひとり親世帯とは、児童の属する世帯の世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している者である世帯をいう。
- 7 年度途中に公立保育所から民間移管された保育所にあっては、上記別表により算出された年間の金額から、上記別表に基づき公立保育所分として既に支払われた金額を差し引いた額とする。